

2019年9月11日

報道関係者各位

大阪府中央区内平野町三丁目1番3号  
株式会社カプコン  
代表取締役社長 辻本春弘  
(コード番号：9697 東証第1部)

**(訂正)「特許権侵害訴訟における当社勝訴判決のお知らせ」の一部訂正について**

当社は、2019年9月11日14時30分に発表した「特許権侵害訴訟における当社勝訴判決のお知らせ」につきまして、記載内容に一部誤りがございました。皆様には大変ご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。なお、訂正箇所は下線を付して表示しております。

記

<訂正前>

知的財産高等裁判所は、当社2件の特許権（特許第3350773号(以下「A特許」)、特許第3295771号(以下「B特許」))に対するコーエーテクモの侵害を認め、1億5,691万3,710円(損害額1億4,384万3,710円、弁護士費用等1,307万円)の支払をコーエーテクモに命じる判決を言い渡しました。

<訂正後>

知的財産高等裁判所は、当社2件の特許権（特許第3350773号(以下「A特許」)、特許第3295771号(以下「B特許」))に対するコーエーテクモの侵害を認め、1億4,384万3,710円(損害額1億3,077万3,710円、弁護士費用等1,307万円)の支払をコーエーテクモに命じる判決を言い渡しました。

<訂正前>

第一審の大阪地方裁判所判決(2017年3月21日)では、当社のB特許に関する請求のみを認め(当社のA特許に関する請求は棄却)、517万円(損害額470万円、弁護士費用等47万円)の支払をコーエーテクモに命じる判決が言い渡されました。

<訂正後>

第一審の大阪地方裁判所判決(2017年12月14日)では、当社のB特許に関する請求のみを認め(当社のA特許に関する請求は棄却)、517万円(損害額470万円、弁護士費用等47万円)の支払をコーエーテクモに命じる判決が言い渡されました。

以上

**【本件に関するお問い合わせ先】**

<マスコミ・投資家様向けお問い合わせ先>  
株式会社カプコン 総務部 広報 IR 室  
〒540-0037 大阪府中央区内平野町三丁目1番3号  
TEL: 06-6920-3623 / FAX: 06-6920-5108